

# 栃木皮革株式会社に対する支援決定について

平成16年7月21日

株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称  
栃木皮革株式会社
2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称  
株式会社足利銀行
3. 事業再生計画の概要： 別紙
4. 主務大臣の意見  
意見なし
5. 事業所管大臣（経済産業省大臣）の意見  
意見なし
6. 買取申込み等期間： 平成16年7月21日から  
平成16年8月31日まで（機構必着）
7. 一時停止要請  
法第24条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。
8. 一般の債権の取扱  
対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

## 9. 支援決定についての機構の考え方

### (1) 窮境の原因

村上グループ20社の中核企業である対象事業者は、高い技術力を要する「タンニンなめし製法」によって靴・鞆・ベルト等の加工用革の製造等を事業内容としており、非常に高い国内生産シェアを有し、製品の品質についても高い評価を得ております。

対象事業者の主たる窮境原因としては、昭和60年、クロムなめしへの事業拡大のために関連会社を買収したものの、採算ベースに乗せることができず、平成9年に操業を停止せざるを得なくなり、この関連で約19億円の債権が回収不能となりました。このような事業拡大の失敗や村上グループ全体の経営悪化により、過剰債務を抱え、設備の老朽化・生産工程の非効率化等々の諸要因が重なり、今日の窮境に至っております。

### (2) 再生の可能性

そこで、対象事業者を村上グループから切り離した上、技術的優位性と品質への信頼を最大限生かしつつ、生産管理体制や販売管理体制などを強化することで、経営改善を行っていくとともに、二次製品メーカーと業務提携を深め、下請け・受注型メーカーから脱却し、提案型素材メーカーとして高付加価値製品を提供していくことにより、収益性や生産性の持続的な向上が十分可能であると考えております。

### (3) 株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」という。）との連携

対象事業者及び皮革関連企業以外の村上グループ企業については、整理回収機構の企業再生機能を活用することになっており、本件は、様々な業種を抱えるグループ企業について産業再生機構と整理回収機構が連携して事業再生に取り組む新たな地域グループ企業の再建モデルを提示するという意義があります。

#### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階  
株式会社産業再生機構 企画調整室  
電話番号 03-6212-6437